

議案第23号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 大阪市西成区千本南1丁目19番7号
山崎 紀子
- 2 債権の内容 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護給付に係る徴収金及び返還金並びにこれらに対する遅延損害金並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく介護扶助に係る徴収金及び返還金の納付に係る連帯保証契約に基づく債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる額の合計金5,969,147円
 - (1) 介護給付に係る徴収金及び返還金並びにこれらに対する遅延損害金の納付に係る連帯保証契約に基づく債権 金5,565,848円
 - (2) 介護扶助に係る徴収金及び返還金の納付に係る連帯保証契約に基づく債権 金403,299円
- 4 放棄の理由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

介護保険法に基づく介護給付に係る徴収金及び返還金並びにこれらに対する遅延損害金並びに生活保護法に基づく介護扶助に係る徴収金及び返還金の納付に係る連帯保証契約に基づく債権を放棄するため、この案を提出する次第である。